

平成21年10月6日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 岡村博志

平成20年(ワ)第18841号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成21年7月21日

判 決

東京都 [redacted]

原 告 [redacted]

同 訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 白 井 晶 子

同 訴訟復代理人弁護士 太 田 賢 志

東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目11番5号

被 告 カ ネ ツ 商 事 株 式 会 社

同 代表者代表取締役 杉 本 [redacted]

東京都 [redacted]

被 告 安 田 [redacted]

埼玉県 [redacted]

被 告 平 丸 [redacted]

千葉県 [redacted]

被 告 岩 原 [redacted]

東京都 [redacted]

被 告 市 川 [redacted]

上記5名訴訟代理人弁護士 佐 久 間 洋 一

同 山 岸 潤 子

同 前 田 千 春

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して591万8397円及びこれに対する平成20年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員

を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は、これを10分し、その3を原告の負担とし、その余を被告らの負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告らは、原告に対し、1972万7990円及びこれに対する平成20年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、商品取引所法上の商品取引員である被告カネツ商事株式会社（以下「被告会社」という。）に委託して行った商品先物取引について、被告会社の従業員らによる適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反等の違法な行為によって損害を被ったと主張して、被告会社の従業員であるその余の被告ら（以下「被告従業員ら」という。）に対しては共同不法行為に基づき、被告会社に対しては使用者責任に基づいて、差引損金相当額1792万7990円及び弁護士費用180万円並びにこれらに対する最終取引日である平成20年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

1 争いのない事実等（証拠等を掲げた部分以外は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者

ア 原告は、[redacted]を卒業後、[redacted]

[redacted]として勤務する昭和[redacted]生まれの女性である。

イ 被告会社は、商品先物取引業を目的とする株式会社であり、商品取引員である（弁論の全趣旨）。

ウ 被告安田[redacted]（以下「被告安田」という。）、被告平丸[redacted]以下「被告

平丸」という。), 被告岩原(以下「被告岩原」という。)及び被告市川(以下「被告市川」という。)は、いずれも被告会社の従業員である。

(2) 原告は、平成20年1月17日から同年3月24日までの間、被告会社に委託して、別紙建玉分析表記載のと通りの取引(以下「本件取引」という。)を行い、本件取引終了時には差引損金として合計1792万7990円の損失が生じていた(乙A32, 弁論の全趣旨)。

(3) 被告安田は、本件取引への原告の勧誘と第1回目の本件取引の受注を担当し、被告市川は、原告が本件取引を行うに当たっての適合性審査を担当した。被告平丸は、平成20年1月23日から第2回目以降の本件取引の受注を担当し、被告岩原は、同年2月18日以降の本件取引の受注を担当した(被告安田, 被告市川, 被告平丸, 弁論の全趣旨)。

2 争点及びこれに関する当事者の主張

(1) 被告従業員らの原告に対する共同不法行為の成否

(原告の主張)

被告従業員らは、商品取引所法、同施行令、商品取引所の受託契約準則等の関係法令諸規則に定められる義務に反する下記のような行為を行って、商品先物取引を行う積極的意思も能力もない原告を本件取引に引き入れた上、多くの金員を委託証拠金名目に詐取した。被告従業員らのこれら一連の行為は、本件取引全体を通じて、一体的に原告に対する不法行為を構成するところ、被告従業員らは、各々役割を分担し、互いの行為を補強、利用し合って、勧誘、受託行為を行い、本件取引を実現したのであるから、相互に関連性があるものとして、共同不法行為を構成し、被告従業員らの使用者である被告会社は使用者責任を負う。

ア 適合性原則違反

原告の年齢、学歴及び職歴からして、原告には商品先物取引のような投

機取引を行う素養はなかった。原告の年収は60万円程度で、本件取引開始当時保有していた資産は、父親からの遺産を含めた約500万円の預貯金と1000万円の投資信託のみであり、投資信託も始めたばかりであり、投機的行為の経験は皆無だった。さらに、原告は、本件取引のために途中で母親から金銭を借り入れており、その時点で資金的適格性も欠いていた。しかるに、被告安田は、原告に商品先物取引の適合性がないことを承知の上で、口座設定申込書に預貯金額1億1000万円、投資可能資金額3500万円と実際の資産を上回る金額を記載するように指示し、申出書には虚偽の預貯金口座及び残高を記載するよう指示するなどして、適合性審査を形骸化させて原告に過大な取引を行わせた。よって、被告安田の原告に対する本件取引の勧誘は適合性原則に反する違法なものである。特に本件の場合、被告安田は、無差別の電話勧誘を行って原告を勧誘したのであり、適合性原則を緩和して考えるべきではない。

イ 断定的判断の提供及び誤認のおそれのある事実の告知

被告安田は、電話や面談の際に、「毎年12月から2月まで金上がるので、今運用するとすごくいいので、ぜひ今のチャンスに運用しませんか。」、「2月18日が中国の旧正月なので、12月からそれに向けてどんどん金が上がっていくので、今のチャンスで運用するとすごくいい。」、「1000万やれば倍になる。」、「僕が電話をしたのはクリスマスとお正月なので、クリスマスプレゼントとお年玉の両方、プレゼントしますよ。僕一人でやるのではなくて3人でやりますから大丈夫ですよ、あとの2人はすごいですよ。」、「(追加資金を持ってくれば)今ご迷惑をおかけしている分もすぐ取り戻せるんですが。」などと言って、相場下落要因について説明せず、相場判断が思惑どおりに推移して確実に利益を得ることができる、あるいは損失を取り返すことができる旨の断定的判断を提供した。仮に、被告安田のこれらの発言が断定的判断の提供には当たらないとして

も、誤認のおそれのある事実の告知に該当することは明らかである。

ウ 説明義務違反及び情報提供義務違反

被告安田は、「商品先物取引委託のガイド」及び「入門のしおり」を交付したものの、これらを示したのは口座設定の申込みをした日であり、10分程度の形式的な説明をしたのみで、原告の理解力に応じ、理解を確認しつつ説明を行ったわけではないし、原告が本件取引の仕組みを理解するのに十分な時間的余裕もなかった。被告市川は、「商品先物取引委託のガイド」及び「入門のしおり」を使った説明をしていない。原告が記載した「お客様アンケート」(乙A14)は、被告市川の指示どおりに回答したもので、同書面の取引計算例は、被告市川によって用意された書面を原告が書き写したものにすぎない。

被告従業員らは、特定売買についても、それを行う理由やメリット、デメリット等合理的な根拠のある適切な説明をしていないし、被告安田は、インドのほうで需要があるなどという曖昧な理由で、「毎年12月から2月まで金の需要が上がる」などといって勧誘したのであり、これらはいずれも説明義務違反ないし情報提供義務違反に当たる。

エ 新規委託者保護義務違反

被告従業員らは、原告の投資経験が浅く、年収は60万円、資産も1500万円程度であったにもかかわらず、本件取引開始からわずか68日の間に、原告に1077枚、総約定取引金額52億9155万5000円もの大量の取引をさせ、保有財産の全てを失わせたうえ、母親から161万円の借入れをさせて取引を行わせた。また、被告従業員らは、原告に複数の商品を、過大に、著しく錯綜させて取引させており、特定売買比率が88パーセントを超えていることから、原告の無理解につけ込んで頻繁売買を行わせたものといえ、被告従業員らのこれらの行為は新規委託者保護義務違反に当たる。

オ 一任売買

原告は、先物取引に関する基本的な知識経験、理解を欠いている状況にあり、自ら積極的に取引の内容を決定して取引をしたことは一度もなかった。よって、本件取引のすべてが原告の無理解に乗じて行われたもので、実質的には一任売買に当たる。

カ 過当頻繁売買、無意味な特定売買

対面商品先物取引においては、高率の手数料が設定されており、短期間に頻繁に取引が行われている場合や経済的合理性の乏しい特定売買が多数行われている場合には手数料稼ぎの意図が推認される。本件取引の売買回転数は18.5回、特定売買比率は88.88パーセント、手数料化率は41.66パーセントであり、下記のとおり個々の取引内容を見ても合理性を欠く取引が極めて多いことからすると、被告従業員らは手数料稼ぎ目的で違法な取引を行ったものといえる。

ケ 両建

両建は、発生した損失を一次的に固定するために行われる手法であるが、①常時両建状態が続いている場合、②同時に両建を行う場合（同時両建）、③価格が下がっていないにもかかわらず両建を行う場合、④同時に両建を仕切る場合（同時仕切り）には、取引の手法として経済的合理性がなく、委託金を手数料に転化するために用いられていることが推認される。

本件では、取引開始後わずか1週間後に両建が行われ、それから常時売買双方の建玉が保有される状態が続いている。同時両建は、上記理由に加え、少ない枚数で多額の利益を得なければ手数料幅を抜いて利益を得ることができず、先物取引の手法として合理性を欠いているところ、本件では、別紙建玉分析表記載の53番と64番、195番196番、244番と245番ないし252番、337番ないし339番と340

番ないし342番が同時両建取引に当たる。また、282番、337番ないし342番の取引は、価格が下がっていないにもかかわらず両建をしている。さらに、本件では、25番と26番27番、82番と83番、209番と210番、253番ないし263番と264番ないし266番、345番ないし350番が同時仕切りにあたる。

(イ) 直し

直し（既存建玉を仕切るとの同一日に、同一ポジションの建玉をすること）は、手数料だけがかさむ取引であり、その中でも損切り直し（既存建玉を損を出して仕切ったにもかかわらず、同一日に同一ポジションの建玉をすること）は、全く経済的合理性のない取引である。

本件では、135番、136番、107番が損切り直しに当たり、手数料稼ぎのための取引であることが推認される。被告らは、買値平均を下げ、追い証を回避するために意味がある旨主張するが、実際には買値平均を下げることによって利益は生じないし、追い証は委託者に不測の損失を被らせないようにする警鐘としての機能を有しているのであるから、追い証を回避する取引はその機能の没却であり、このような説明によっても合理化されるものではない。

(ウ) 直し、途転と両建の重複

本件では、47番ないし51番の取引は、既存建玉の関係で直しかつ途転（既存の建玉を仕切るとの同日に、反対のポジションの建玉を建てること）に当たり、別の既存建玉との関係では両建になる。また、62番、63番の取引は、既存建玉との関係で直しであり、別の建玉との関係では両建になっているが、経済的合理性がない。これらの取引のみならず、本件では経済的合理性がない特定売買が重複して行われている。

（被告らの主張）

商品先物取引は、個々の取引毎に1つの契約が成立し、その都度の仕切り

で各契約が終了するものであるから、取引全体についての義務が生じるものではなく、委託者の個々の注文毎に受託、執行上各規定上の義務を負うだけである。また、原告が主張する注意義務は、行政法規上の義務であり、仮にこれらの義務違反があったとしても、直ちに不法行為上違法となるものではない。このことは、商品取引所法上取引当事者間での効力が認められた説明義務違反にも当てはまるのであって、商品取引法220条3に定める損害賠償責任は商品取引所法によって認められた特別な責任である。

ア 適合性原則違反の主張について

原告には収入のある夫がおり、自宅も母親名義であることからすれば、原告の有していた資産は余裕資金であったといえるし、本件取引における本証拠金の額と比較しても、原告は、本件取引に必要な金額を有していたといえる。また、原告は、本件取引開始当時54歳で、大学を卒業し、約30年間音楽の教師として勤務して収入を得ており、1000万円を投資信託で運用していたことからすると、「商品先物取引委託のガイド」や「入門のしおり」の内容を理解する能力があったといえるし、現に理解していた。さらに、被告会社は、営業部と別の部署である管理部によって適合性審査を行っており、被告市川は、商品先物取引に対する原告の理解を確かめ、原告の持ち物や自宅、流動資産の形成方法等を確認し、被告平丸や原告本人が提出した書類に基づいて適合性審査を行った。原告は、自らの意思と判断で口座設定申込書の記載をしたのであり、被告従業員らはその記載内容について、可能な限りの調査を行い、口座設定申込書に記載された流動資産額等が真実であることを過失なく信じていたから、適合性原則違反はない。

イ 断定的判断の提供及び誤認のおそれのある事実の告知の主張について

被告安田が原告に示したチャートは、下落のない右上がりのものではなかった。また、被告安田による、今日は金が高い、インドのほうで毎年1

2月から2月にかけて金の需要があるなどといった話は、事実や傾向を告げたもので、一つの見方を示したものにすぎない。被告安田は、逆に値段が下がってしまったりすることもあると話していたし、価格上昇が確実であると原告が誤解しないように注意を払っていた。

原告は、その年齢、学歴、職業、社会経験、投資信託の経験からして、市場価格の変動を予測することの困難性、商品先物取引の危険性、営業マンのセールストークの意味を十分に理解していたといえ、被告従業員らの説明する相場観が確実なものであるとは誤解していなかった。したがって、断定的判断の提供や誤認のおそれのある事実の告知はなかった。

ウ 説明義務違反の主張について

本件では、被告安田及び被告市川が、「商品先物取引委託のガイド」及び「入門のしおり」を示して、5時間にわたり、商品先物取引が証拠金取引であること、ハイリスクハイリターン取引であること、短期間で委託証拠金等の全額を上回る損が生じるおそれがあることについて、わかりやすくかみ砕いた表現で具体例を挙げるなどして説明しており、原告の理解を得ている。上記事項は短時間で理解可能なものであるし、被告従業員らに説明義務違反の事実はない。原告が、被告従業員らからの説明を受けて内容を理解していたことは、原告が被告会社に提出した各種書面からも明らかである。

エ 新規委託者保護義務違反の主張について

被告会社は、内部規則である受託業務管理規則において、「直近3年間で3か月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3か月を経過するまでの間、取引本証拠金必要額の目安を投資可能金額の3分の1まで」とするよう制限し、委託者がこの制限を超える取引を希望する場合には、所定の手続と要件を踏むことを条件に取引を認めている。被告従業員らが上記社内規則を履践すれば、新規委託者保護義務違

反とはならない。

前記のとおり，原告が自ら記載した口座設定申込書によれば，原告の預金は1億1000万円であり，被告会社が許可した投資可能金額は2500万円であり，原告が本証拠金として投資した最大額は平成20年1月31日の765万円である。よって，原告が本件取引開始から3か月を経過するまでの間に投資した取引本証拠金の額は投資可能金額の3分の1の範囲に収まっており，被告従業員らに受託業務管理規則違反はないから，新規委託者保護義務違反もない。

オ 一任売買の主張について

原告は，投資信託の経験者であり，学歴，職業を勘案すると，原告なりの相場観があったといえる。原告は，毎日数回被告平丸から価格動向等に関する電話を受け，被告平丸のみならず被告会社の他の従業員からも，取引状況について逐次報告を受けていた。また，原告は，被告平丸の提案どおりの取引をしなかったり，セミナーに参加して自ら情報を収集するなどしていた。以上からすると，本件取引は，原告が自らの取引内容を把握，理解した上で，自己の意思と判断に基づいて行ったものであるし，仮に，原告が被告平丸や被告会社の他の従業員の相場観を受け入れた取引をしていたとしても，最終的に取引の決断をしていたのは原告であるから，一任売買には当たらない。

カ 過当頻繁売買，無意味な特定売買の主張について

商品先物取引の相場は，諸々の要因によって時々刻々と変動するもので，短期間に多数の取引が行われることが予定されているし，本件の場合，原告は，被告平丸や被告会社のその他の従業員から得た情報を基に自らの判断と計算に基づいて委託注文を行って本件取引をしたのであるから，単に取引回数のみを取り上げて原告が主張するような違法があったとはいえない。原告の資産，投資可能資金額と実際の投資金額を比較しても本件取引

が過大な取引であったとはいえない。

特定売買であっても利益が生じる取引はあるし、本件においても、相場動向、原告の相場観、証拠金額、資金調達時間等にかんがみれば、一概に合理性がないとはいえず、手数料稼ぎのための違法なものとはいえない。

(2) 損害の額及び過失相殺

(原告の主張)

原告は、被告従業員らの共同不法行為により、本件取引によって生じた損金相当額である1792万7990円及び本件訴訟の弁護士費用相当額である180万円の合計1972万7990円の損害を受けた。

また、本件取引において、過失相殺の根拠とされるような過失は原告にはなく、過失相殺がされるべきであるとする被告らの主張は争う。

(被告らの主張)

損害の額についての主張は争う。

仮に被告らの責任が認められたとしても、本件取引による損金の発生及び拡大は、原告自身の行為によるものであり、過失相殺がされるべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記争いのない事実に加え、各項末尾に記載した証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認めることができる。

- (1) 原告は、XXXXXXXXXX以外での勤務経験はなく、本件取引開始時の年収は約60万円であり、金融資産として、約500万円の預貯金、評価額約1000万円の投資信託を有していた。上記投資信託は、原告が、本件取引開始の約10か月前に購入した、主として外国株に投資する内容のもので、平成19年末ころ約150万円の評価損を出していた。原告は、本件取引開始当時において、上記投資信託以外の投資経験や商品先物取引の経験はなかった。(甲1，原告本人)

- (2) 原告は、平成19年12月25日、被告安田から金の商品先物取引の勧誘

目的の電話を受けたが、このときは特に具体的な話をすることなくすぐに電話を切った（甲1，乙A67，原告本人，被告安田）。

- (3) 原告は、平成20年1月7日、被告安田から、再度金の商品先物取引の勧誘目的の電話を受け、毎年12月から2月まで金の需要があり、金の相場が上がってきているという内容の話を聞き、被告安田との面談を承諾した（甲1，乙A67，原告本人，被告安田）。

- (4)ア 原告は、被告安田と、原告の自宅近くのファミリーレストランで待合わせをし、平成20年1月8日に面談をした。この際、被告安田は、金の価格の動向を示したチャートを示し、毎年12月から2月まで金の価格が上昇する傾向がある旨説明した。（被告安田）

イ なお、このとき被告安田が示したチャートは、4つか5つの波がある金のチャートで、全体的に見ると右上がりだが、グラフの中でくぼんで下がっている部分もあるものであった（被告安田）。

- (5)ア 原告は、平成20年1月10日、被告会社新宿南口店を訪問し、被告安田から「入門のしおり」、「商品先物取引委託のガイド」及び「取引計算例（東京金）」を示されて、商品先物取引についての説明を受けた。この際、被告安田は、原告に対して、「商品先物取引委託のガイド」及び金10枚当たりの取引で逆方向に60円価格が動いた場合、損金として72万3800円が生じるという具体的試算が記載されている「取引計算例（東京金）」を示し、それぞれに、印を付けたり、線を引きながら説明をした。
甲2，乙A3，乙A9，乙A67，乙A71，被告安田）

イ 原告は、上記説明の後、商品先物取引委託のガイドで商品先物取引の仕組み、ルール及び危険性について説明を受け、十分理解した旨の記載のある「商品先物取引の理解確認書1」に、被告安田による説明日及び時間として「1月10日14時00分～15時00分」と記載した上、署名押印した。また、原告は、商品先物取引委託のガイドで証拠金等の種類、徴収

及び返還、委託手数料等について説明を受け、十分理解した旨の記載のある「商品先物取引の理解確認書2」に、被告安田による説明日及び時間として「1月10日15時00分～16時00分」と記載した上、署名押印した。(乙A10の1・2, 原告本人)

ウ 原告は、その後、「口座設定申込書」を作成したが、その預貯金額欄に「1100000000万円」、投資可能資金額欄に「3500万円」と記載し、投資経験の欄の「投信」の部分に丸を付けたが、年収及び勤務先は何も記載しなかった(乙A11, 原告本人)。

エ その後、原告は、被告安田が示した見本を参考にして、自筆で、商品先物取引を行うに当たり適合性の原則に照らして不適格者であることの説明を受けたが、資産を有し、取引のルール、仕組み、追証等、危険性について充分理解しているので取引の許可を求める旨の「申出書」を作成し、財産状況について、「現在、定職には就いていませんが、三菱東京UFJ銀行荻窪支店に1億1000万円の資産もあり」と記載した(乙A12, 原告本人)。

オ 原告は、被告安田との面談の後、被告会社の管理部に所属する被告市川と面談した。被告市川は、原告に対し、被告安田が交付した「入門のしおり」、「商品先物取引委託のガイド」、セミナーで使用する資料及び「取引計算例(東京金)」を用いて、再度、商品先物取引の仕組み、ルール及び危険性についての説明を行い、「口座設定申込書」及び「申出書」の記載内容の確認を行った。被告市川が、原告に対して、預金1億1000万円の原資を尋ねたところ、原告は、遺産と給与を貯金したものであるが、大半は遺産である旨答えた。その後、原告は、「お客様アンケート<商品先物取引の危険性について>」を作成し、商品先物取引の危険性に関するアンケート項目について、いずれも「説明を聞いて理解した」ないし「十分理解している」の部分に丸を付け、取引計算例として、金100枚当たりの

買玉で取引し、その後60円価格を下げた時点で取引を決裁した場合の損失が「-723万8000円」となる旨の記載をし、署名押印をした。

(乙A14, 乙A68, 乙A73, 被告市川)

- (6) 原告は、平成20年1月13日、被告会社新宿南口店に行き、改めて「口座設定申込書」及び「申出書」を作成した。原告は、新たに作成した「口座設定申込書」には、勤務先として「XXXXXXXXXX」、年収として300万円と記載し、新たに作成した申出書には、「現在、法律で定める一定の収入には達していませんが、三菱東京UFJ銀行に5000万円、みずほ銀行に3000万円、三井住友銀行に3000万円の資産もあり、取引のルール、仕組み、追証等、危険性について十分理解いたしておりますので、取引の許可をお願いいたします。」と記載した。被告安田及び被告市川は、上記の銀行口座の有無や各残高について、原告に何ら確認をしなかった。

(乙A6, 乙A7, 乙A68, 被告安田, 被告市川)

- (7) 被告会社の管理部門は、平成20年1月15日、原告からの取引の委託について、原告の作成した「口座設定申込書」及び「申出書」の記載をもとに、投資可能額を2500万円までとするよう、営業部門に指示をした。そして、原告は、同日付けで、先物取引の危険性を了知した上で自己の判断と責任において取引を行うことを承諾する旨の記載のある「約諾書」を作成し、被告会社に提出した。(乙A8, 乙A15の2, 乙A67)

- (8) 原告は、平成20年1月17日、住友信託銀行の投資信託を解約し、同日、被告会社の新宿南口支店に945万円を持参し、取引証拠金として預け入れて、本件取引を開始し、金50枚の買玉(必要証拠金525万円)を注文した(甲1, 乙A67, 原告本人, 被告安田)。

- (9)ア 原告は、平成20年1月18日、被告会社の新宿南口支店を訪れたところ、被告平丸からプラチナのチャートを見せられ、「取引計算例(東京白金)」を示されて被告安田及び被告平丸から取引内容についての説明を受

け、プラチナ20枚の売玉（必要証拠金180万円）の取引を開始した（乙A17, 乙A69, 被告平丸）。

イ 原告は、同日、本証拠金が705万円であり、約235万円の仮差引損金が発生しているとの取引内容を確認し、委託者口座状況表に署名した（乙A24）。

(10) 原告は、平成20年1月22日、被告平丸から委託者口座状況表を示され、約450万円の仮差引損金が発生していることを確認し、翌日までに100万円を追加証拠金として入金することを求められた（乙A25）。

(11) 原告は、平成20年1月23日、被告会社新宿南口店に行き、100万円を取引証拠金として預け入れ、委託者口座状況表の内容を確認して署名した。同日、被告市川が原告と面談し、確定損金や取引証拠金の残高が817万2740円であることなどを説明し、「お客様アンケート」への記入を求めたところ、原告は、上記取引内容を「お客様アンケート」に記入して署名した。（乙A18, 乙A19, 乙A26の1・2）

(12) 原告は、平成20年1月24日、被告平丸から電話で両建の説明を受け、さらに、被告市川から電話で、両建の仕組みを理解しているか否かの確認を求められ、分かりましたと答えた（乙A68, 乙A69, 乙A81, 被告市川, 被告平丸）。

(13) 原告は、平成20年1月29日、「両建の手法の説明を受け、理解納得いたしました。」と記載して、両建取引の申出書を作成し、両建取引を開始した。このとき、原告は、仮差引損金が39万0400円であることを確認し、委託者口座状況表に署名した。（乙A20, 乙A27）

(14) 原告は、平成20年2月13日、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性を説明する内容の被告会社で行われたセミナーに参加し、その後、被告平丸から、ゴム取引を勧められ、取引計算例を示されて、説明を受け、ゴム取引を開始した（乙A21, 乙A69, 乙A74, 乙A75, 被告平丸）。

- (15) 原告は、平成20年3月4日、被告岩原から、パラジウムの取引を勧められ、「取引計算例（パラジウム）」を示されて、説明を受け、パラジウム取引を開始した（乙A23, 乙A70, 被告岩原）。
- (16) 原告は、平成20年3月12日、仮差引損金が842万1660円であることを確認し、委託者口座状況表に署名した（乙A29）。
- (17) 原告は、平成20年3月19日、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性を説明する内容の被告会社で行われたセミナーに参加した。同日、原告は、仮差引損金が667万7080円であることを確認し、委託者口座状況表に署名押印した。（乙A30の1・2, 乙A77, 乙A78, 乙A79, 乙A80）
- (18) 原告は、平成20年3月24日、差引損金が898万2580円であることを確認し、委託者口座状況表に署名押印し、翌日本件取引の清算を終了した（乙A31, 乙A32）。
- (19) 原告は、毎日、被告平丸、被告岩原及び被告会社のその他の従業員から電話を受けており、相場の状況や相場の変動を受けてどういう取引をするかについて話をしていた。また、日によっては、1日に複数回電話をすることもあった。（甲1, 乙A69, 乙A70, 原告本人, 被告市川, 被告平丸）
- (20) 被告会社の受託業務管理規則においては、商品先物取引の未経験者（直近3年間で3か月以上の商品先物取引の経験を有しない者）について、取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の3分の1までに制限する旨定められている（乙A4）。

2 被告従業員らの原告に対する共同不法行為の成否（争点(1)）について

(1) 適合性原則違反について

ア 商品取引所法215条が、委託者保護を目的として、顧客の意向・経験・財産状態に照らし適切な勧誘及び受託をすべきであるという適合性原則を定めていることにかんがみれば、商品取引員ないしその従業員が、顧客

の意向と実情に反して、明らかに過大な危険を伴う取引に積極的に勧誘するなど、適合性の原則から著しく逸脱した取引の勧誘をしてこれを行わせたときは、当該行為は不法行為を構成する違法性を有すると解するのが相当である。

イ 本件取引は商品先物取引であり、商品先物取引が、わずかな値動きによって莫大な差損金の生じる危険性がある投機性の高い取引であり、その相場が需要と供給のバランスのみならず、政治、経済、為替相場等の複雑な要因で変動するという特性を有していることは公知の事実であるが、原告は、■■■■大学を卒業し、本件取引開始当時の年齢も54歳で、約10か月であるが外国株に投資する内容の投資信託の経験があり、商品先物取引の仕組みやリスクについて理解する程度の能力はあったと認められる。

しかし、原告は、本件取引開始当時の年収が約60万円にすぎず、投資信託の経験はあったものの、商品先物取引等の信用取引については本件取引が初めてであったし、原告自ら商品先物取引に興味をもって被告会社の従業員に説明を求めたのではなく、電話による勧誘を受け、取引意欲を持つに至ったことは上記1(1)ないし(4)で認定したとおりである。

そして、原告は、上記1(1)(8)で認定したとおり、本件取引開始当時、約500万円の預貯金、評価額約1000万円の投資信託を有していたが、本件取引開始時に、取引証拠金として預け入れたのは945万円で、原告の保有財産の6割を超えるものであったのである。

ウ 以上のような原告の財産状態、投資経験を総合すると、後記エのとおり、原告が評価額約1000万円の投資信託の解約返戻金を投資資金に当てることを想定し、一定程度の取引意欲があったと考えられることを考慮しても、被告安田及び被告市川が原告を勧誘して本件取引を行わせた行為は、原告の実情に反して、明らかに過大な取引の勧誘をしてこれを行わせたものと認められ、被告安田及び被告市川の行為は適合性原則に違反し、不法

行為を構成する違法性を有すると認めるのが相当である。

エ 原告の財産状態について、被告らは、原告が自発的に記載した「口座設定申込書」に基づいて、原告には1億1000万円の資産があることを過失なく信じて適合性があると判断した以上、適合性原則違反はない旨主張し、被告安田も、その本人尋問において、原告が自ら口座設定申込書に1億1000万円と記載した旨供述する。

しかし、上記1で認定した事実経過に照らせば、原告は、評価額約1000万円の投資信託の解約返戻金を投資資金に当てることを想定し、一定程度の取引意欲を有していたと認められるところ、商品先物取引の全くの初心者である原告が、1000万円を元手に取引を行うために必要な金銭的条件を満たした口座設定申込書を被告安田に何も聞かずに作成できたとはおよそ考え難く、原告は、被告安田に1000万円で取引を行うために必要な投資可能金額、預貯金額を確認した上で、その示唆に基づいて「口座設定申込書」を作成したものと推認するに難くない。さらに、原告が、平成20年1月13日に、改めて「申出書」を作成し、自らの預金先銀行名につき、前に作成した「申出書」の記載と異なる記載をしたことも併せ考えると、被告安田及び被告市川は、原告作成の「口座設定申込書」及び「申出書」の内容の真実性に疑問があることを十分認識し得たといえ、このような状況にもかかわらず、銀行口座の有無や残高について、何らの確認も行わずに原告の作成した各書面を漫然と信じたという本件の事情に照らせば、口座設定申込書の記載内容を過失なく信じて適合性があると判断した以上適合性原則違反はないとする被告らの主張は、採用できない（原告が確認を拒否したとしても、被告会社としては、取引開始を断ったり、確認できる限度を基準に投資可能額を設定する措置を講ずることが可能である。）。

また、被告らは、原告には収入のある夫がおり、自宅も母親名義である

ことからすれば、原告の有していた資産は余裕資金であると主張するが、被告らが指摘する財産は、いずれも原告個人の収入、資産とはいえないし、年収60万円の原告にとって保有する資産のすべてが余裕資産であるということはできず、被告らの主張は採用できない。

(2) 断定的判断の提供及び誤認のおそれのある事実の告知について

上記1(4)で認定したとおり、被告安田が原告に対し、金の価格の動向を示したチャートを示し、毎年12月から2月まで金の価格が上昇する傾向がある旨説明した事実は認められるところ、原告は、上記のとおり、「2月18日が中国の旧正月なので、12月からそれに向けてどんどん金が上がっていく」、「1000万やれば倍になる」などの被告安田の発言があった旨主張し、原告も、本人尋問において、原告が主張するような被告安田の発言があった旨供述し、陳述書(甲1)にも、これに沿う記載がある。

しかし、被告安田は、その本人尋問において、1000万円が倍になるというような話をしたことを明確に否定していることに加え、上記認定のとおり被告安田が説明の際に上がり下がりのある形のチャートを用いていたこと、原告自身、本人尋問において、短期的には価格が下がることもあり得ると認識していた旨供述していることを勘案すると、上記の原告の供述や陳述書の記載内容は採用できず、他に原告が主張するような被告安田の発言があったと認めるに足りる証拠はない。

そして、被告安田が、毎年12月から2月まで金の価格が上昇する傾向がある旨説明した点についても、上記のとおり、被告安田が説明の際に用いたチャートの形や、原告が自認する原告の認識を勘案すると、断定的判断の提供と認めることはできないし、金の価格の上昇が確実であることを誤認させるおそれのある事実を告知とも認めることはできない。

原告の主張は採用できない。

(3) 説明義務違反及び情報提供義務違反について

ア 上記判示のとおり、商品先物取引は投機性の高い取引であって、相場判断も複雑である。他方で、商品取引員は、専門家として豊富な経験を有しており、相場の複雑な変動要因や取引の危険性についても専門的な知識を有していることからすると、商品取引員及びその従業員は、顧客に対して商品先物取引の勧誘をするに当たり、その基本的仕組み、危険性、委託方法、手順、委託証拠金の内容及び決済方法等について十分な情報を提供し、顧客がこれについての確な理解をしたうえでその自主的な判断に基づいて商品先物取引に参入することに配慮すべき信義則上の義務を負うというべきである。

イ 上記1(5)で認定したとおり、被告安田は、「入門のしおり」、「商品先物取引委託のガイド」及び「取引計算例（東京金）」に印を付けたり、線を引きながら、原告に対して、2時間程度、商品先物取引の仕組み、ルール及び危険性、証拠金等の種類、徴収及び返還、委託手数料等について説明をし、さらに被告市川が上記資料を用いて再度説明を行い、原告は、自ら「商品先物取引の理解確認書1」、「商品先物取引の理解確認書2」及び「お客様アンケート」に、説明を理解した旨回答して署名、押印をしているのであって、これらの事実によれば、被告従業員らに説明義務違反があったと認めることはできず、原告の主張は採用できない。

この点、原告は、被告安田の説明は10分程度の形式的なもので、被告市川は、「商品先物取引委託のガイド」及び「入門のしおり」を使った説明をしなかったし、「お客様アンケート」（乙A14）も被告市川に言われるままに回答したものである旨主張し、その本人尋問において、この主張に沿う供述をし、陳述書（甲1）にもこの内容に沿う記載があるが、被告安田及び被告市川の各本人尋問の結果に照らして採用できない。

ウ 原告は、特定売買について、それを行う理由やメリット、デメリット等適切な説明がほとんどされていないし、被告安田は、毎年12月から2月

まで金の価格が上がる理由について曖昧な話しかしておらず、いずれも説明義務違反ないし情報提供義務違反に当たる旨主張するが、上記1(19)で認定したとおり、原告は、両建取引について説明を受け、被告市川に対して両建の仕組みを理解している旨回答しており、被告会社の担当者と毎日、日によっては1日に複数回電話で、相場の状況やその後の取引の方針について話をしていたのであり、被告従業員らに説明義務違反ないし情報義務違反があったとは認めることはできず、原告の主張は採用できない。

(4) 新規委託者保護義務違反について

ア 前記判示の商品先物取引の特性に照らすと、商品取引員及びその従業員は、新規委託者に対しては、その保護育成の見地から、商品先物取引の投機性、危険性を理解させ、自己責任原則が適用できる基盤を確保するため、一定の習熟期間内に過大な取引の受託をするべきではなく、信義則上不測の損害を被らないように配慮すべき善管注意義務を負うというべきである。

イ 上記1で認定したとおり、原告は、商品先物取引の経験がなく、投資信託も本件取引開始のわずか約10か月程度前に開始したにすぎなかったにもかかわらず、被告平丸及び被告岩原は、営業日以外の日を除いて毎日取引を行い、本件取引の開始から終了までのわずか68日間の間に合計1077枚の建玉をしている。また、被告平丸は、本件取引が開始された翌日には原告にプラチナの取引を勧誘し、最終的には被告岩原はゴム取引を、被告平丸はパラジウム取引を原告に勧誘し、実際に原告はそれぞれの取引を開始している。このような本件取引の投資期間、投資額、建玉回数や投資銘柄の数に照らせば、初心者である原告が取引のリスクを適切に判断できるような状況に置かれていなかったことは客観的に明らかであり、被告平丸及び被告岩原は、原告の知識・経験が浅いにもかかわらず、約2か月の間に、原告を多数の取引と値動きの異なる多種類の銘柄の取引に勧誘し、原告に過大なリスクを負わせ、取引のリスクについて原告が適切に判断す

ることを困難にしたものといえ、このような被告平丸及び被告岩原の行為は、上記の新規委託者を保護すべき善管注意義務に違反し、不法行為を構成する違法性を有するというべきである。

ウ この点、被告らは、本件取引の必要証拠金額は、本件取引の期間内において、習熟期間内であることを考慮して設定された投資可能資金額2500万円の3分の1の範囲内に収まっており、内部規則である受託業務管理規則（ガイドライン、乙A4）に沿ったもので違法性はないと主張するが、同規則の定める必要証拠金額の制限を遵守することのみで善管注意義務を果たしたものと解することはできず、上記認定の原告の経験と本件取引の期間、回数、銘柄といった事実を総合すれば、被告らの主張は採用できない。

(5) 一任売買について

原告は、自ら積極的に取引の内容を決定して取引をしたことはなく、本件取引のすべてが原告の無理解に乗じて行われたものであるから、実質的に一任売買にあたる旨主張する。

しかし、上記1(19)で認定したとおり、原告は、毎日、被告従業員ら及び被告会社のその他の従業員から価格の動向やその後の取引について電話連絡を受けており、多い日は1日に複数回電話連絡を受けることがあったことからすれば、被告従業員ら及び被告会社のその他の従業員は、市場の変化を原告に報告し、その上で個別の取引を提案し、原告がこれに応じていたものと認められるし、上記1(9)(10)(11)(13)(16)(17)で認定したとおり、本件取引期間中、原告が委託者口座状況表で取引内容を確認していたことなどからすると、本件取引における個々の取引に原告の意向が反映されていなかったということではできず、実質的に一任売買であったと認めることはできない。よって、原告の主張は採用できない。

(6) 過当頻繁売買、無意味な特定売買について

ア 原告は、本件取引は、手数料稼ぎの目的で行われた違法な取引であると主張し、その根拠として、月間回転数が18.35回、特定売買比率が88.88パーセント、手数料化率が41.66パーセントであること、本件取引で行われた特定売買が経済的合理性を欠いている旨主張する。

しかし、上記各数値は、相場の変動状況、損益の状況、取引の積極性等の具体的な事情によって左右されるものであって、その数値から、直ちに本件取引が手数料稼ぎの目的で行われた違法な取引であると推認することはできない。

イ 原告は、個別の特定売買の経済的合理性のなさを指摘し、本件取引が手数料稼ぎの目的で行われた違法な取引である旨主張するが、短期間に激しく相場が変動することも珍しくない商品先物取引市場においては、手数料が更に必要となることを考慮しても、変動に乗じて差益を求めるために、特定売買に該当する取引を行ったり短期間に売買を繰り返したりすることが必ずしも不合理とはいえない。原告が指摘する特定売買のうち、別紙建玉分析表記載の244番と245番ないし252番、337番ないし339番と340番ないし342番の同時両建取引については、手数料を勘案すると、利益を出すためには、値が手数料抜け幅を超えて上下に変動し、抜け幅を超えた時点でそれぞれ仕切りをしなければならないことになり、全く合理性がないとまではいえないものの、値動きを逐一監視することが困難な委託者にとっては利益を出すことは極めて困難といわざるをえず（実際、これらの仕切〔253番から263番、345番から350番〕は同時に行われている。）、手数料稼ぎが疑われる無意味な取引といわざるをえないが、その他の原告の主張する特定売買については、利益が出ている取引も相当数あり、必ずしも経済的合理性のない取引と断ずることができず、上記認定の無意味な取引の存在を考慮しても、本件取引が手数料稼ぎの目的で行われた合理性のないものとは認め難い。したがって、原告

の上記主張は採用できない。

- (7) 以上のとおりであって、原告をその実情に反する過大な取引に勧誘して本件取引を行わせた被告安田、被告市川の行為及び短期間の間に多数かつ値動きの異なる多種類の銘柄の取引に原告を勧誘した被告平丸、被告岩原の行為は、不法行為に当たるといえ、被告従業員らのこれらの行為は、本件取引を開始し、継続するという一連の本件取引のために行われたものであることからすれば、被告従業員らの行為には相互に関連性があるといえるので、共同不法行為が成立する（民法709条、719条1項）。そして、被告会社は、被告従業員らの使用者に当たるので、使用者責任（民法715条1項）を負う。

3 損害の額（争点(2)）について

(1) 損害の額について

前記争いのない事実等によれば、原告は、被告従業員らの行為によって、一連の本件取引を開始し、継続したのであり、これによって、原告は、1792万7990円の損失を出したといえる。したがって、原告が被った損害の額は、1792万7990円と認められる。

(2) 過失相殺について

上記判示のとおり、① 原告は、本件取引の開始に当たって、「入門のしおり」、「商品先物取引委託のガイド」及び「取引計算例（東京金）の交付を受け、これらを読めば、商品先物取引の仕組みや短期間に大きな利益を得られる反面多大な損失を被ることがあるなど商品先物取引の危険性についても理解しうる状況にあり、原告はそれを理解する程度の能力を有していたものであること、② 原告は、評価額約1000万円の投資信託の解約返戻金を投資資金に当ててることを想定し、一定程度の取引意欲を有していたと考えられること、③ 原告は、口座設定を申し込むに当たり、虚偽の年収額、預貯金額を記載しており、原告自身、本人尋問において、上記投資資金を用い

て商品先物取引を開始するための審査に通りたい気持ちがあったことを自認していること、④ 原告は、本件取引開始の翌日に、約235万円の仮差引損金が発生しているとの取引内容を確認したが、取引を継続し、取引開始の5日後には、約450万円の仮差引損金が発生していることを確認し、翌日までに100万円を追加証拠金として入金することを求められたが、手じまいすることなく、追加保証金の入金に応じていること、⑤ 原告は、毎日、被告会社の従業員から電話を受け、相場の状況や相場の変動を受けてどういう取引をするかについて話をしており、日によっては、1日に複数回電話をすることもあったこと、⑥ 原告は、本件取引開始の約1か月後及び約2か月後に、商品先物取引の仕組み、ルール、危険性を説明する内容の被告会社で行われたセミナーに参加し、取引継続の意欲を示していることがうかがわれることといった事情が認められ、これらの事情を勘案すれば、原告にも本件取引による損害の発生及び拡大につき相当程度の過失があると認められる。したがって、被告らが賠償すべき損害額を定めるにあたっては、過失相殺するのが相当であり、原告の過失割合は、上記説示したところを総合考慮すると、7割と認めるのが相当であり、これを原告が被告らに対し賠償を求めることができる損害の額から控除すると、控除後の残額は、537万8397円である。

(3) 弁護士費用

本件訴訟の事案の内容、認容額その他諸般の事情を総合考慮すれば、被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は54万円と認めるのが相当である。

(4) 以上のとおり、原告が不法行為に基づいて被告らに請求できる額の合計は、591万8397円となる。

4 結論

以上によれば、原告の被告らに対する本件請求は主文掲記の限度で理由があ

るからこれを認容し，その余の請求についてはこれを棄却することとし，訴訟費用の負担につき民訴法61条，64条本文，65条1項本文を，仮執行の宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 中 村 慎

裁判官 濱 口 浩

裁判官 牛 尾 可 南

金銘柄

64
28

建玉分析表

3/10頁v5
出力日:2008年7月7日 時間:18:21:53

特定売買判定方法:パナソニック(金件に判定)を付与、不0、置換有、商品単独、毎月無誤、合算:無し、リット:約定日+商品価格+場前+発注日時+登録No

金額欄

No.	約定日付	商品名	場所	数量	売数	売残	託玉	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直達日	何	No.
91	2008/02/04	東工-白金	09:23	2008/12	5,717,000	5717		2	15	20		23,000	1,150	133,360	294,980	★	●	91
92	2008/02/04	東工-白金	10:16	2008/12	14,450,000	5780		15	15	15	157,500	23,000	1,150	133,360	294,980	★	●	92
93	2008/02/04	東工-白金	10:16	2008/12	8,670,000	5780		15	12	12	94,500	13,800	680	80,010	375,000	★	●	93
94	2008/02/04	東工-白金	10:16	2008/12	5,780,000	5780		15	10	10	63,000	9,200	460	53,340	428,340	★	●	94
95	2008/02/04	東工-白金	10:45	2008/12	5,770,000	5770		2	15	12						★	●	95
96	2008/02/04	東工-白金	10:45	2008/12	14,425,000	5770		5	15	17						★	●	96
97	2008/02/04	東工-白金	10:45	2008/12	2,885,000	5770		1	15	18						★	●	97
98	2008/02/04	東工-白金	10:45	2008/12	5,770,000	5770		2	15	20						★	●	98
99	2008/02/04	東工-白金	16:08	2008/12	29,100,000	5820		10	15	30						★	○	99
100	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	5,815,000	5815		15	28		45,000	8,200	460	35,340	463,680	★	●	100
101	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	8,722,500	5815		15	26		67,500	13,800	680	53,010	614,680	★	●	101
102	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	2,907,500	5815		15	24		22,500	4,600	230	17,870	534,360	★	●	102
103	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	2,907,500	5815		15	23		22,500	4,600	230	17,670	552,030	★	●	103
104	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	2,907,500	5815		15	22		22,500	4,600	230	17,670	569,700	★	●	104
105	2008/02/04	東工-白金	16:36	2008/12	5,815,000	5815		15	20		45,000	9,200	460	35,340	605,040	★	●	105
106	2008/02/04	東工-白金	17:02	2008/12	29,120,000	5824		10	15	30						★	○	106
107	2008/02/05	東工-白金	16:31	2008/12	31,290,000	3129		10	15	40							●	107
108	2008/02/05	東工-白金	17:23	2008/12	15,555,000	3110		15	35		-545,000	58,950	2,950	-606,900	-1,860	★	●	108
109	2008/02/05	東工-白金	09:10	2008/12	15,555,000	3111		20	35		280,000	92,000	4,800	183,400	181,540	★	●	109
110	2008/02/05	東工-白金	09:10	2008/12	29,380,000	5876		20	25		260,000	92,000	4,600	163,400	344,940	★	●	110
111	2008/02/05	東工-白金	09:10	2008/12	29,380,000	5876		2	20	17						★	●	111
112	2008/02/05	東工-白金	09:33	2008/12	5,894,000	5894		8	20	25						★	●	112
113	2008/02/05	東工-白金	09:33	2008/12	23,580,000	5895		20	25		25,000	9,200	460	16,340	361,280	★	●	113
114	2008/02/05	東工-白金	09:55	2008/12	5,920,000	5920		20	23		100,000	36,800	1,840	61,360	422,640	★	●	114
115	2008/02/05	東工-白金	10:41	2008/12	23,680,000	5920		20	16							★	●	115
116	2008/02/05	東工-白金	10:41	2008/12	2,968,500	5937		1	20	17						★	●	116
117	2008/02/05	東工-白金	10:41	2008/12	2,968,500	5937		1	20	17						★	●	117
118	2008/02/05	東工-白金	10:41	2008/12	23,746,000	5937		8	20	25						★	●	118
119	2008/02/05	東工-白金	10:50	2008/12	2,960,000	5920		20	24		-8,500	4,600	230	-13,330	409,310	★	●	119
120	2008/02/05	東工-白金	10:50	2008/12	2,960,000	5920		20	23		-9,500	4,600	230	-13,330	385,980	★	●	120
121	2008/02/05	東工-白金	10:50	2008/12	23,880,000	5920		20	15		-68,000	36,800	1,840	-106,640	288,340	★	●	121
122	2008/02/05	東工-白金	16:15	2008/12	14,477,500	5791		5	20	20						★	●	122
123	2008/02/05	東工-白金	15:15	2008/12	14,480,000	5792		5	20	25						★	●	123
124	2008/02/05	東工-白金	16:29	2008/12	5,846,000	5846		20	23		55,000	9,200	460	45,340	334,680	★	●	124
125	2008/02/05	東工-白金	16:29	2008/12	2,923,000	5846		20	22		27,500	4,600	230	22,670	357,350	★	●	125
126	2008/02/05	東工-白金	16:29	2008/12	5,845,000	5845		20	20		54,000	9,200	460	44,340	401,590	★	●	126
127	2008/02/05	東工-白金	16:29	2008/12	14,612,500	5845		20	15		132,500	23,000	1,150	108,350	510,040	★	●	127
128	2008/02/05	東工-白金	17:01	2008/12	14,500,000	5800		5	20	20						★	●	128
129	2008/02/05	東工-白金	17:01	2008/12	14,500,000	5800		5	20	25						★	●	129
130	2008/02/06	東工-白金	16:28	2008/12	29,200,000	5840		10	20	35						★	○	130
131	2008/02/06	東工-白金	16:43	2008/12	14,575,000	5830		20	30		75,000	46,000	2,300	26,700	536,740	★	●	131
132	2008/02/06	東工-白金	16:43	2008/12	14,575,000	5830		20	25		75,000	46,000	2,300	25,700	563,440	★	●	132
133	2008/02/06	東工-白金	17:19	2008/12	2,913,000	5826		1	20	26						★	●	133
134	2008/02/06	東工-白金	17:19	2008/12	26,221,500	5827		9	20	35						★	○	134
135	2008/02/07	東工-白金	09:32	2008/12	30,940,000	3094		20	25		-350,000	117,900	5,900	-473,800	89,640	★	●	135

建玉分析表

4/ 10頁v6
出力日:2008年7月7日 時間:18:21:53

特定売買判定方法: n-1 (金時に判定) r(仕入) 不0. 聖徳寺、商品単独、眼月無損、合算:無し r-1: 約定日+商品銘柄+場前+締結日時+登録No

金結指

No.	約定日付	商品名	場前	買数	売数	約定金額	仕入	買数	売数	買残	売残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	原簿日	商不
136	2008/02/07	東工一金	09:33	2008/12	3095	15,475,000		新	5	20	30						★	136
137	2008/02/07	東工一金	15:06	2008/12	3128	15,640,000		新	5	20	35						★	137
138	2008/02/07	東工一金	08:10	2008/12	5905	29,525,000		新	10	20	45							138
139	2008/02/07	東工一金	09:18	2008/12	5930	29,650,000	10 仕			20	35	125,000	46,600	2,300	76,700	166,340		139
140	2008/02/07	東工一金	09:21	2008/12	5913	29,590,000	10 仕			20	25	350,000	92,000	4,600	293,400	459,740		140
141	2008/02/07	東工一金	09:21	2008/12	5918	29,559,000	1 仕			20	24	46,000	9,200	460	36,340	496,080		141
142	2008/02/07	東工一金	09:21	2008/12	5918	26,631,000	9 仕			20	15	409,500	82,600	4,140	322,660	818,640		142
143	2008/02/07	東工一金	09:21	2008/12	5915	2,957,500		新	1	20	16						★	143
144	2008/02/07	東工一金	09:27	2008/12	5915	2,957,500		新	1	20	17						★	144
145	2008/02/07	東工一金	09:30	2008/12	5915	2,957,500		新	1	20	18						★	145
146	2008/02/07	東工一金	09:30	2008/12	5915	2,957,500		新	1	20	19						★	146
147	2008/02/07	東工一金	09:30	2008/12	5915	2,957,500		新	1	20	20						★	147
148	2008/02/07	東工一金	09:30	2008/12	5915	14,787,500		新	5	20	25						★	148
149	2008/02/07	東工一金	09:48	2008/12	5921	29,605,000		新	10	20	35						★	149
150	2008/02/07	東工一金	13:40	2008/12	5931	29,655,000		新	10	20	45						★	150
151	2008/02/07	東工一金	13:49	2008/12	5925	2,962,500	1 仕			20	44	5,000	4,600	230	170	818,810		151
152	2008/02/07	東工一金	13:43	2008/12	5925	2,962,500	1 仕			20	43	5,000	4,600	230	170	818,980		152
153	2008/02/07	東工一金	13:43	2008/12	5925	2,962,500	1 仕			20	42	5,000	4,600	230	170	819,150		153
154	2008/02/07	東工一金	13:43	2008/12	5925	14,812,500	5 仕			20	37	25,000	23,000	1,150	850	820,030		154
155	2008/02/07	東工一金	13:43	2008/12	5925	2,962,500	1 仕			20	36	5,000	4,600	230	170	820,170		155
156	2008/02/07	東工一金	13:43	2008/12	5925	2,962,500	1 仕			20	35	5,000	4,600	230	170	820,340		156
157	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5952	2,976,000	1 仕			20	34	15,500	4,600	230	10,670	831,010		157
158	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5950	14,875,000	5 仕			20	29	72,500	23,000	1,150	48,350	879,360		158
159	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5950	11,900,000	4 仕			20	25	56,000	18,400	920	36,660	918,040		159
160	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5950	2,975,000	1 仕			20	24	9,500	4,600	230	4,670	922,710		160
161	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5950	14,675,000	5 仕			20	19	47,500	23,000	1,150	23,350	946,060		161
162	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5949	5,949,000	2 仕			20	17	18,000	9,200	460	8,340	954,400		162
163	2008/02/07	東工一金	14:21	2008/12	5949	5,949,000	2 仕			20	15	18,000	9,200	460	8,340	962,740		163
164	2008/02/07	東工一金	14:28	2008/12	5974	5,974,000		新	2	20	17						★	164
165	2008/02/07	東工一金	14:28	2008/12	5974	2,987,000		新	1	20	18						★	165
166	2008/02/07	東工一金	14:28	2008/12	5974	20,909,000		新	7	20	25						★	166
167	2008/02/07	東工一金	15:09	2008/12	5969	8,953,500		新	3	20	28						★	167
168	2008/02/07	東工一金	15:09	2008/12	5970	5,970,000		新	2	20	30						★	168
169	2008/02/07	東工一金	16:28	2008/12	5985	2,992,500	1 仕			20	29	5,500	4,600	230	670	953,410		169
170	2008/02/07	東工一金	16:28	2008/12	5984	2,992,000	1 仕			20	28	5,000	4,600	230	170	963,580		170
171	2008/02/07	東工一金	16:28	2008/12	5984	2,992,000	1 仕			20	27	5,000	4,600	230	170	963,750		171
172	2008/02/07	東工一金	16:28	2008/12	5984	20,944,000	7 仕			20	20	35,000	32,200	1,610	1,190	964,940		172
173	2008/02/07	東工一金	17:15	2008/12	3168	15,840,000		新	6	20	25							173
174	2008/02/12	東工一金	09:31	2008/12	6355	6,355,000		新	2	20	27							174
175	2008/02/12	東工一金	09:31	2008/12	6355	15,887,500		新	5	20	32							175
176	2008/02/12	東工一金	09:31	2008/12	6355	8,534,000		新	3	20	35							176
177	2008/02/13	東工一金	17:07	2008/12	6265	3,132,500		新	1	19	35	-380,500	9,200	460	-390,160	574,780		177
178	2008/02/13	東工一金	17:19	2008/07	304.1	15,205,000		新	10	19	45							178
179	2008/02/14	東工一金	17:19	2008/12	3201	16,005,000	5 仕			19	40	165,000	58,950	2,850	103,100	677,880		179
180	2008/02/14	東工一金	11:00	2008/12	6465	48,487,500		新	15	19	55							180

表 析 分 玉 建

No.	約定日付	商品名	場所	順月	抽成	約定金額	売数	売価	註	玉	買	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直送日隔不
181	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	9,697,500	3 仕						19	52	744,000	27,600	1,390	716,020	1,392,900	
182	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	6,465,000	2 仕						19	50	495,000	18,400	920	475,680	1,868,580	
183	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	6,465,000	2 仕						19	48	465,000	16,400	920	110,680	1,959,260	
184	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	16,152,500	5 仕						19	43	275,000	46,000	2,300	226,700	2,185,960	
185	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	9,697,500	3 仕						19	40	163,500	27,600	1,380	134,620	2,320,480	
186	2008/02/14	東工一白金	11:00	2008/12	6465	9,697,500	3 仕						16	40	-1,441,500	27,600	1,380	-1,470,480	850,000	
187	2008/02/14	東工一白金	09:10	2008/07	309.0	15,450,000	10 仕						16	30	245,000	40,000	2,000	203,000	1,053,000	
188	2008/02/15	東工一白金	17:27	2008/12	3182	3,182,000	1 仕						15	29	-37,000	11,790	590	-49,380	1,003,820	
189	2008/02/15	東工一白金	17:27	2008/12	3182	3,182,000	1 仕						16	28	-37,000	11,790	590	-49,380	954,240	
190	2008/02/15	東工一白金	17:27	2008/12	3182	9,646,000	3 仕						16	25	-111,000	35,370	1,770	-146,140	806,100	
191	2008/02/15	東工一白金	17:27	2008/12	3182	15,910,000	5 仕						16	20	270,000	59,950	2,950	208,100	1,014,200	
192	2008/02/15	東工一白金	09:10	2008/12	6585	32,925,000	10 仕						16	30						
193	2008/02/15	東工一白金	09:44	2008/12	6612	33,060,000	10 仕						15	20	135,000	46,000	2,300	86,700	1,100,900	
194	2008/02/15	東工一白金	09:50	2008/12	6630	19,890,000	6 仕						16	14	495,000	55,200	2,760	437,040	1,537,940	
195	2008/02/15	東工一白金	09:50	2008/12	6630	3,315,000	1 仕						16	13	82,500	9,200	460	72,840	1,610,780	
196	2008/02/15	東工一白金	09:50	2008/12	6630	3,315,000	1 仕						16	12	82,500	9,200	460	72,840	1,683,620	
197	2008/02/15	東工一白金	09:50	2008/12	6629	6,629,000	2 仕						16	10	164,000	16,400	920	144,680	1,628,300	
198	2008/02/15	東工一白金	09:54	2008/12	6629	3,314,000	1 仕						15	10	-562,000	9,200	460	-571,660	1,256,840	
199	2008/02/15	東工一白金	10:06	2008/12	6611	13,222,000	4 仕						15	14						
200	2008/02/15	東工一白金	10:05	2008/12	6611	3,305,500	1 仕						15	15						
201	2008/02/15	東工一白金	13:26	2008/12	6623	13,246,000	4 仕						15	11	24,000	18,400	920	4,680	1,261,320	
202	2008/02/15	東工一白金	13:26	2008/12	6623	3,311,500	1 仕						15	10	6,000	4,600	230	1,170	1,262,490	
203	2008/02/15	東工一白金	13:48	2008/12	6625	3,312,500							15	11						
204	2008/02/15	東工一白金	13:48	2008/12	6625	13,250,000							15	15						
205	2008/02/15	東工一白金	15:04	2008/12	6605	3,332,500	1 仕						15	14	20,000	4,600	230	15,170	1,277,660	
206	2008/02/15	東工一白金	15:04	2008/12	6605	3,332,500	1 仕						15	13	20,000	4,600	230	15,170	1,292,830	
207	2008/02/15	東工一白金	15:04	2008/12	6604	6,664,000	2 仕						15	11	39,000	9,200	460	29,340	1,322,170	
208	2008/02/15	東工一白金	15:04	2008/12	6604	3,332,000	1 仕						15	10	19,500	4,600	230	14,670	1,336,840	
209	2008/02/18	東工一金	16:30	2008/12	3167	15,835,000	5 仕						15	5	360,000	58,950	2,950	298,100	1,634,940	
210	2008/02/18	東工一金	16:30	2008/12	3168	15,840,000							5	10	-285,000	58,950	2,950	-346,900	1,288,040	
211	2008/02/18	東工一金	16:31	2008/12	3168	31,680,000							10	10						
212	2008/02/18	東工一白金	09:10	2008/12	6685	10,327,500							3	10						
213	2008/02/18	東工一白金	09:10	2008/12	6685	3,442,500							1	10						
214	2008/02/18	東工一白金	09:10	2008/12	6685	3,442,500							1	10						
215	2008/02/18	東工一白金	13:56	2008/07	305.7	9,171,000							8	10						
216	2008/02/18	東工一白金	13:56	2008/07	305.6	18,346,000							12	10						
217	2008/02/18	東工一白金	13:56	2008/07	305.9	3,059,000							2	10						
218	2008/02/18	東工一白金	16:31	2008/07	309.0	15,450,000	10 仕						10	30	150,000	20,000	1,000	139,000	1,427,040	
219	2008/02/18	東工一金	17:30	2008/12	3180	31,800,000	10 仕						10	20	120,000	117,900	5,900	-3,800	1,423,240	
220	2008/02/19	東工一白金	04:41	2008/07	313.5	9,405,000	6 仕						10	14	234,000	24,000	1,200	208,800	1,632,040	
221	2008/02/19	東工一白金	09:10	2008/07	309.1	15,485,000							10	24						
222	2008/02/19	東工一白金	14:41	2008/07	313.5	3,135,000	2 仕						10	22	77,000	8,000	400	68,600	1,700,640	
223	2008/02/19	東工一白金	14:41	2008/07	313.5	3,135,000	2 仕						10	20	76,000	8,000	400	67,600	1,768,240	
224	2008/02/19	東工一白金	14:41	2008/07	313.5	6,270,000	4 仕						10	16	88,000	8,000	400	79,600	1,847,840	
225	2008/02/19	東工一白金	14:41	2008/07	313.5	1,567,500	1 仕						10	15	22,000	2,000	100	9,900	1,867,740	

建玉分析表

6/10頁v6
出力日:2008年7月7日 時間:16:21:54

特定売買判定方法:J1-J1 (全件に判定) Y:払有、N:払有、商品単価、販月無損、合算:無し Y-T:約定日+商品総額+場卸+販注日時+登録N。

金銭額

No.	約定日付	商品名	場卸	販月	値段	約定金額	売数	売価	買数	買価	買差	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直施日	No.
226	2008/02/18	東工-白金	14:41	2008/07	313.4	6,268,000	4	仕						77,800	1,945,340		226
227	2008/02/19	東工-白金	14:41	2008/07	313.4	1,567,000	1	仕						19,400	1,864,740		227
228	2008/02/20	東工-白金	17:07	2008/12	3227	32,270,000			新	10	10						228
229	2008/02/21	東工-白金	15:05	2008/12	3287	16,485,000			新	5	10						229
230	2008/02/22	東工-白金	14:54	2008/12	3297	32,970,000	10	仕						576,200	2,540,940		230
231	2008/02/22	東工-白金	16:10	2008/12	3283	22,981,000			新	7	10					*	231
232	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	25,497,500			新	7	10						232
233	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	16,212,500	5	仕						2,001,700	4,542,640		233
234	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	10,827,500	3	仕						571,020	5,113,660		234
235	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	3,642,500	1	仕						190,340	5,304,000		235
236	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	3,642,500	1	仕						190,340	5,494,340		236
237	2008/02/22	東工-白金	12:40	2008/12	7285	10,927,500			仕	3	7			-2,700,480	2,763,860		237
238	2008/02/22	東工-白金	14:07	2008/12	7320	3,660,000	1	仕						12,670	2,806,530		238
239	2008/02/22	東工-白金	14:08	2008/12	7320	3,660,000			仕	1	6			-917,660	1,888,870		239
240	2008/02/25	東工-白金	14:29	2008/12	3291	16,455,000			新	5	6						240
241	2008/02/27	東工-白金	09:55	2008/12	3313	16,565,000	5	仕						18,100	1,906,970		241
242	2008/02/27	東工-白金	09:55	2008/12	3313	23,191,000	7	仕						123,340	2,030,310		242
243	2008/02/27	東工-白金	08:55	2008/12	3313	16,565,000	5	仕						48,100	2,078,410		243
244	2008/02/28	東工-白金	10:25	2008/08	307.5	46,125,000	30	新									244
245	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	13,756,500			新	9	35						245
246	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	6,114,000			新	4	36						246
247	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	13,756,500			新	9	36						247
248	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	1,528,500			新	1	36						248
249	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	3,057,000			新	2	36						249
250	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	3,057,000			新	2	36						250
251	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	1,528,500			新	1	36						251
252	2008/02/28	東工-白金	13:04	2008/08	305.7	3,057,000			新	2	36						252
253	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.4	1,522,000	1	仕						-8,600	2,069,810		253
254	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.4	3,044,000	2	仕						-17,200	2,052,610		254
255	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.4	1,522,000	1	仕						-8,600	2,044,010		255
256	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	7,607,500	5	仕						-45,500	1,998,510		256
257	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	6,086,000	4	仕						-36,400	1,962,110		257
258	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	13,693,500	9	仕						-81,900	1,880,210		258
259	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	1,521,500	1	仕						-8,100	1,871,110		259
260	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	3,043,000	2	仕						-18,200	1,852,910		260
261	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	3,043,000	2	仕						-18,200	1,834,710		261
262	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	1,521,500	1	仕						-9,100	1,825,610		262
263	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.3	3,043,000	2	仕						-18,200	1,807,410		263
264	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.4	1,522,000								13,400	1,820,810		264
265	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.5	25,882,500			仕	17	18			219,300	2,040,110		265
266	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.5	18,276,000			仕	12	6			149,900	2,189,910		266
267	2008/02/28	東工-白金	14:57	2008/08	304.5	12,180,000			新	8	6					*	267
268	2008/02/28	東工-白金	14:58	2008/08	304.5	6,092,000			新	4	6					*	268
269	2008/02/28	東工-白金	14:58	2008/08	304.7	12,188,000			新	8	6					*	269
270	2008/02/28	東工-白金	16:59	2008/08	302.1	3,021,000			新	2	6					*	270

建玉分析表

7/10頁v5
出力日:2008年7月7日 時間:18:21:54

特定売買判定方法:バ・クー1 (金件に判定)7付有、不0、重複有、商品単位、眼月無視、合算:無し、リ:約定日+商品銘柄+場源+免注日時+登録No

全銘柄

No.	約定日付	商品名	場所	順月	値段	約定金額	売数	売価	託玉	買数	売数	買価	買数	売損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	直送日	両不	No.
271	2008/02/28	東工一ゴム	16:59	2008/08	302.1	1,510,500				新	1	6	29						★		271
272	2008/02/28	東工一ゴム	16:59	2008/08	302.1	3,021,000				新	2	6	31						★		272
273	2008/02/28	東工一ゴム	16:59	2008/08	302.1	1,510,500				新	1	6	32						★		273
274	2008/02/28	東工一ゴム	16:59	2008/08	302.1	4,531,500				新	3	6	35						★		274
275	2008/02/28	東工一ゴム	16:59	2008/08	302.1	1,510,500				新	1	6	36						★		275
276	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	12,160,000	6	仕			6	28		-20,000	16,000	800	-36,600	2,162,110	★		276
277	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	6,080,000	4	仕			6	24		-12,000	8,000	400	-20,400	2,131,710	★		277
278	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	3,040,000	2	仕			6	22		-7,000	4,000	200	-11,200	2,120,510	□		278
279	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	4,560,000	3	仕			6	19		-10,500	6,000	300	-16,800	2,103,710	□		279
280	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	1,520,000	1	仕			6	18		-3,500	2,000	100	-5,600	2,098,110	□		280
281	2008/02/28	東工一ゴム	17:17	2008/08	304.0	3,040,000	2	仕			6	15		-7,000	4,000	200	-11,200	2,086,910	□		281
282	2008/02/28	東工一ゴム	17:28	2008/08	304.2	15,210,000	10	新			16	16						★	●		282
283	2008/02/29	東工一金	13:10	2009/02	3297	32,970,000				新	10	15	26								283
284	2008/02/29	東工一金	17:00	2009/02	3295	32,950,000				新	10	16	36								284
285	2008/02/29	東工一金	17:29	2009/02	3294	9,882,000				新	3	16	39								285
286	2008/02/29	東工一金	17:03	2009/02	7035	10,552,500				新	3	16	42								286
287	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	3,050,000	2	仕			16	40		20,000	8,000	400	20,600	2,107,510			287
288	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	1,525,000	1	仕			16	39		14,500	4,000	200	10,300	2,117,810			288
289	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	3,050,000	2	仕			16	37		29,000	8,000	400	20,600	2,138,410			289
290	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	1,525,000	1	仕			16	36		14,500	4,000	200	10,300	2,148,710			290
291	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	4,575,000	3	仕			16	33		43,500	12,000	600	30,900	2,179,610			291
292	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	1,525,000	1	仕			16	32		14,500	4,000	200	10,300	2,189,910			292
293	2008/02/29	東工一ゴム	09:10	2008/08	305.0	15,250,000				仕	10	6	32	-40,000	40,000	2,000	-82,000	2,107,910			293
294	2008/03/04	東工一金	09:48	2009/02	3300	33,000,000	10	仕			6	22		30,000	117,900	5,900	-93,800	2,014,110	▲		294
295	2008/03/04	東工一金	09:48	2009/02	3300	29,700,000	9	仕			6	13		45,000	106,110	5,310	-66,420	1,947,690	▲		295
296	2008/03/04	東工一金	09:48	2009/02	3299	3,299,000	1	仕			6	12		4,000	11,790	590	-8,380	1,939,310	▲		296
297	2008/03/04	東工一金	09:48	2009/02	3299	9,897,000	3	仕			6	9		15,000	35,370	1,770	-22,140	1,817,170	▲		297
298	2008/03/04	東工一金	16:56	2009/02	3292	42,766,000				新	13	6	22					★			298
299	2008/03/04	東工一金	09:22	2009/02	7254	10,661,000	3	仕			6	19		328,500	27,600	1,380	299,520	2,216,690			299
300	2008/03/04	東工一ゴム	10:26	2008/08	312.5	46,875,000				新	30	6	49								300
301	2008/03/04	東工一ゴム	12:40	2008/08	308.8	30,880,000				新	20	6	69								301
302	2008/03/04	東工一ゴム	17:25	2008/08	307.5	3,075,000	2	新			8	59							●		302
303	2008/03/04	東工一ゴム	17:25	2008/08	307.4	16,907,000	11	新			19	69							●		303
304	2008/03/04	東工一ゴム	17:25	2008/08	307.3	26,120,500	17	新			35	69							●		304
305	2008/03/04	東工一ゴム	17:25	2008/08	307.5	30,750,000	20	仕			38	49		-130,000	40,000	2,000	-172,000	2,044,690	■		305
306	2008/03/04	東工一ゴム	13:59	2009/02	2040	8,160,000				新	8	36	57								306
307	2008/03/04	東工一ゴム	13:59	2009/02	2040	5,100,000				新	5	36	62								307
308	2008/03/04	東工一ゴム	14:00	2009/02	2040	5,100,000				新	5	36	67								308
309	2008/03/04	東工一ゴム	14:00	2009/02	2040	1,020,000				新	1	36	68								309
310	2008/03/04	東工一ゴム	14:00	2009/02	2040	10,200,000				新	10	36	78								310
311	2008/03/04	東工一ゴム	14:00	2009/02	2040	1,020,000				新	1	36	79								311
312	2008/03/04	東工一ゴム	15:38	2009/02	2052	8,208,000	8	仕			36	71		48,000	23,160	1,160	23,680	2,068,370	■		312
313	2008/03/04	東工一ゴム	15:38	2009/02	2052	5,130,000	5	仕			36	55		30,000	14,475	725	14,800	2,083,170	■		313
314	2008/03/04	東工一ゴム	15:38	2009/02	2052	4,104,000	4	仕			36	52		24,000	11,580	560	11,840	2,095,010	□		314
315	2008/03/04	東工一ゴム	15:38	2009/02	2052	1,026,000	1	仕			36	61		6,000	2,895	146	2,860	2,097,870	□		315

表 1 玉 王 分 析 表

特定売買判定方法: on-kan-1 (金件に判定) マイ有、不0、重複有、商品単独、限月無視、合算: 無し、予約: 約定日+商品銘牌+場館+発注日時+登録No

金銘河

No.	約定日付	商品名	場所	原月	債股	約定金額	売却枚数	売却株玉	買戻株玉	買戻数	売却残高	買戻数	買戻株玉	売買損益金	委任手数料	消費税	差引損益金	繰引損益累計	直達目調示	No.	
316	2009/03/04	東工一バウ	15:38	2052	1,026,000	1	仕				36	60			6,000	2,895	145	2,960	2,100,930	口	316
317	2009/03/04	東工一バウ	16:38	2052	8,208,000	8	仕				36	52			48,000	23,160	1,160	23,680	2,124,610	口	317
318	2009/03/04	東工一バウ	15:38	2052	2,052,000	2	仕				36	50			12,000	6,790	290	6,920	2,130,530	口	318
319	2009/03/04	東工一バウ	15:38	2051	1,035,500	1	仕				36	49			5,500	2,885	145	2,460	2,132,980	口	319
320	2009/03/5	東工一金	15:01	3237	64,740,000						新	20									320
321	2009/03/05	東工一金	16:21	3235	54,720,000	20	仕				36	49		-20,000	117,900	5,900	-143,800	1,989,190	口	321	
322	2009/03/05	東工一ゴム	19:34	305.2	3,052,000						仕	2		23,000	8,000	400	14,600	2,003,790	口	322	
323	2009/03/05	東工一ゴム	19:34	305.2	16,786,000						仕	11		121,000	44,000	2,200	74,800	2,078,590	口	323	
324	2009/03/05	東工一ゴム	19:34	305.2	25,942,000						仕	17		178,500	68,000	3,400	107,100	2,185,690	口	324	
325	2009/03/05	東工一ゴム	10:51	302.9	18,174,000						新	12							口	325	
326	2009/03/05	東工一ゴム	10:51	303.0	12,120,000						新	8							口	326	
327	2009/03/05	東工一ゴム	13:18	303.9	28,870,500						新	19							口	327	
328	2009/03/05	東工一ゴム	13:18	304.0	1,520,000						新	1							口	328	
329	2009/03/05	東工一ゴム	14:33	304.5	13,702,500	9	仕				6	80		72,000	18,000	900	53,100	2,238,790	口	329	
330	2009/03/05	東工一ゴム	14:39	304.5	1,622,500	1	仕				6	79		8,000	2,000	100	5,900	2,244,690	口	330	
331	2009/03/05	東工一ゴム	14:40	304.5	3,045,000	2	仕				6	77		16,000	4,000	200	11,800	2,256,490	口	331	
332	2009/03/05	東工一ゴム	14:40	304.5	12,180,000	8	仕				6	69		60,000	16,000	800	43,200	2,299,690	口	332	
333	2009/03/05	東工一ゴム	14:40	304.5	15,225,000	10	仕				6	59		30,000	20,000	1,000	9,000	2,308,690	口	333	
334	2009/03/05	東工一ゴム	14:40	304.5	1,522,500	1	仕				6	58		3,000	2,000	100	900	2,309,590	口	334	
335	2009/03/05	東工一ゴム	14:43	304.5	12,180,000	8	仕				6	50		24,000	16,000	800	7,200	2,316,790	口	335	
336	2009/03/05	東工一ゴム	14:43	304.5	1,522,500	1	仕				6	49		2,500	2,000	100	400	2,317,180	口	336	
337	2009/03/05	東工一ゴム	16:12	303.9	4,568,500						新	3							口	337	
338	2009/03/05	東工一ゴム	16:12	303.9	15,195,000						新	10							口	338	
339	2009/03/05	東工一ゴム	16:12	304.0	10,640,000						新	7							口	339	
340	2009/03/05	東工一ゴム	17:22	305.5	25,967,500	17	新				23	59							口	340	
341	2009/03/05	東工一ゴム	17:22	305.5	3,085,000	2	新				25	69							口	341	
342	2009/03/05	東工一ゴム	17:22	305.5	1,527,500	1	新				26	69							口	342	
343	2009/03/08	東工一金	19:15	3317	42,121,000	13	仕				26	55		325,000	153,270	7,670	154,060	2,481,250	口	343	
344	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	15,510,000	10	仕				26	46		-115,000	40,000	2,000	-157,000	2,324,250	口	344	
345	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	4,653,000	3	仕				26	43		94,500	12,000	600	81,900	2,406,150	口	345	
346	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	15,510,000	10	仕				26	35		315,000	40,000	2,000	273,000	2,679,150	口	346	
347	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	10,857,000	7	仕				26	26		217,000	28,000	1,400	187,600	2,866,750	口	347	
348	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	3,102,000						26	9		-399,500	68,000	3,400	-470,900	2,396,850	口	348	
349	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	1,551,000						26	7		-47,000	8,000	400	-55,400	2,340,450	口	349	
350	2009/03/08	東工一ゴム	19:10	310.2	1,551,000						26	6		-23,500	4,000	200	-27,700	2,312,750	口	350	
351	2009/03/08	東工一ゴム	10:21	308.0	77,090,000						新	50							口	351	
352	2009/03/07	東工一白金	12:40	7091	3,545,500						1	5		-793,500	9,200	460	-803,160	1,509,590	口	352	
353	2009/03/07	東工一白金	12:54	7069	14,138,000						4	5							口	353	
354	2009/03/07	東工一白金	12:56	7089	7,068,000						2	5							口	354	
355	2009/03/07	東工一白金	12:56	7069	3,534,500						1	5							口	355	
356	2009/03/07	東工一白金	12:56	7069	3,534,500						1	5							口	356	
357	2009/03/07	東工一白金	12:56	7069	7,068,000						2	5							口	357	
358	2009/03/07	東工一白金	13:11	7075	17,687,500						5	5							口	358	
359	2009/03/07	東工一白金	14:50	296.6	25,211,000						5	74		-1,351,500	68,000	3,400	-1,422,900	86,690	口	359	
360	2009/03/07	東工一白金	14:50	296.6	1,463,000						5	73		-79,500	4,000	200	-87,700	2,890	口	360	

表析全因

金銘河

[illegible]

建玉分析表

10/10頁v6
出力日:2008年7月7日 時間:18:21:55

全銘柄
特定売買判定方法:バット (全件に判定) 有:有、不:重複有、商品単独、限月無誤、含算:無し、約定期日+商品銘柄+場所+期注日時+登録No

No.	約定日付	商品名	場所	限月	値段	約定金額	売数	売額	託玉	買数	売残	買残	売買損益金	委託手数料	消費税	差引損益金	差引損益累計	底値日	隔不	No.
406	2008/03/14	東工-白金	13:28	2008/02	5565	6,505,000				2	5	13								406
407	2008/03/18	東工-白金	12:38	2008/12	6012	15,030,000				5	0	13	-1,270,000	46,000	2,300	-1,318,300	-8,892,810			407
408	2008/03/24	東工-白金	13:16	2008/12	5755	2,877,500	1	5755			0	12	-765,000	9,200	460	-774,660	-9,667,470			408
409	2008/03/24	東工-白金	13:16	2008/12	5755	2,877,500	1	5755			0	11	-765,000	9,200	460	-774,660	-10,442,130			409
410	2008/03/24	東工-白金	13:16	2008/12	5753	11,506,000	4	23,012			0	7	-3,064,000	36,800	1,840	-3,102,640	-13,544,770			410
411	2008/03/24	東工-白金	13:16	2008/02	5717	14,292,500	5	28,585			0	2	-3,396,000	46,000	2,300	-3,443,300	-16,988,070			411
412	2008/03/24	東工-白金	13:16	2008/02	5717	5,717,000	2	11,434			0	0	-668,000	18,400	920	-687,320	-17,675,390			412
売買損益計: -10,429,000																				
差引損益計: -17,875,390																				
7231047513																				